

平成 2 5 年 1 月 2 3 日

平成 2 5 年度における食品の放射性物質簡易検査体制について（案）

食品・食物検査プロジェクトチームと協議の結果、以下のとおり報告します。

1 検討経過

月 日	生活課	食品・食物検査プロジェクトチーム
9 月 1 4 日～ 2 0 日	「今後の運営体制見直し（案）」を各支所担当課及び箒根出張所に提示し、意見聴取。	
9 月 2 4 日	協力団体代表者会議 ・「今後の運営体制見直し（案）」について意見徴収。 ・今後の運営体制についてのアンケート協力依頼。	
1 0 月 2 5 日	上記アンケート結果取りまとめ。	
1 1 月 2 7 日	担当者打ち合わせ (本庁・各支所・箒根出張所の担当者) ・平成 2 5 年度の運営体制（案）を協議	
1 2 月 2 6 日		第 3 回打ち合わせ ・平成 2 5 年度運営体制（案）を協議し、 本案を幹事会・本部会議に報告することを決定。

2 検査実施場所及び測定器配置数の変更

検査件数の実績に応じ、利用者数の少ない塩原支所での検査を廃止し、塩原支所で使用していた測定器 1 台を 3 月中に本庁に移設する。そのため、検査場所ごとの測定器の配置は次の通りとする。

検査場所	測定器台数	備 考
本庁	2 台	現在の測定室内に設置
西那須野支所	1 台	現行どおり
ハロープラザ	1 台	現行どおり

3 検査予約受付について

検査予約の受付については、現行どおり本庁・西那須野支所・塩原支所・箒根出張所の担当課窓口で実施し、他の検査場所での検査予約も可能とする。

※他検査場所の予約については、平成24年11月1日から実施中。

4 検査結果配付・検査済み検体の取り扱いについて

現在は、検査後に検査結果を配付し、検体を返却しており、依頼者は検査終了まで（約30～50分）待機しなければならないが、塩原支所での検査廃止した場合、依頼者が遠方から来所する可能性があるため、依頼者の希望により検査結果の郵送と検査済み検体の廃棄を実施する。

※検査結果の郵送を希望する場合は、検査の際、切手を貼った返信用封筒を持参する。

5 検査従事者について

今後、市民団体が主体になり検査を実施していく方法を検討していたが、現在の協力団体にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて検討したところ、市民団体が主体となり検査を実施することは難しいという結論に達したため、現在の検査体制を継続し、次のように実施する。

検査場所	検査従事者
本庁	臨時職員1名+測定ボランティア1名（半日単位）
西那須野支所	臨時職員1名+測定ボランティア1名（半日単位）
ハロープラザ	シルバー人材センター1名